

国民健康保険税の暫定賦課について

問 医療年金課国保担当 ☎内線1724～1727

◆ 4月中旬に、国民健康保険税暫定賦課分納付書をお送りします ◆

国民健康保険税の普通徴収分(納付書または口座振替による納付)では、年税額を1期(4月)から9期(翌年2月)の9回に分けて納めていただいています。

年税額は前年中の所得などにより決定しますが、所得の把握が6月過ぎとなるため、1期・2期につきましては、暫定的に前年度の年税額の約9分の1ずつを割り当てています(暫定賦課額)。

普通徴収の流れ

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1期		2期		3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
暫定賦課額 (4月中旬送付)			確定賦課額(8月中旬送付) 年税額の確定による賦課額								
1期あたりは 前年度年税額の 約9分の1の税額			確定した年税額から 暫定賦課額を差し引いた税額 (3期から9期までの7回に振り分け)								

◆ 所得が大きく減る場合、国民健康保険税の暫定賦課額を修正できます ◆

所得の減少や資格の喪失などにより、本年度分の年税額が前年度の年税額の2分の1未満になると見込める場合には、医療年金課まで申し出をすることで、暫定賦課額を修正できます。これにより、年税額の大きな変動から生じる、暫定賦課額と確定賦課額の1期当たりの負担額を平準化することができます。

【暫定賦課額修正の申し出期限】

4月中旬発送の暫定賦課分通知書の受け取りから30日以内に医療年金課国保担当まで申し出てください。

※申し出には、確定申告書の写しなど、前年中の所得が分かる書類が必要ですので、事前にお問い合わせください。

重度心身障害者マル福の対象が拡大されました

問 医療年金課マル福担当 ☎内線1721・1722

2019年4月1日より、新たに精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方がマル福の助成を受けられるようになりました。マル福とは、健康保険で病院などにかかった医療費の一部負担金を助成する制度です。

なお、マル福の助成を受ける際には新たに申請の手続きが必要になりますので、医療年金課まで下記の書類をお持ちの上、申請をお願いします。

【必要書類】

- ◆ 対象者の健康保険証 ◆ 印鑑
- ◆ 口座番号の分かるもの
- ◆ 精神障害者保健福祉手帳(1級に限る)

※65歳以上の方は後期高齢者医療保険の加入が要件になります。

※2018年1月1日現在の住所が牛久市ではない方は、所得の照会が必要となります。

※重度心身障害者マル福には所得制限があり、制限を超えた年はマル福の支給ができません。

※2019年4月1日より受付を開始します。

【重度心身障害者の方のマル福対象者】

旧(2019年3月31日まで)	新(2019年4月1日から)
①身体障害者手帳1・2級および内部障害3級	①身体障害者手帳1・2級および内部障害3級
②療育手帳の判定(A)またはA	②療育手帳の判定(A)またはA
③特別児童扶養手当1級	③特別児童扶養手当1級
④障害基礎年金1級	④障害基礎年金1級 ⑤精神障害者保健福祉手帳1級